

## 福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針

平成 22 年 3 月 1 日制定  
平成 25 年 3 月 7 日改定  
平成 29 年 7 月 11 日改定  
平成 30 年 8 月 6 日改定  
令和 4 年 3 月 30 日改定  
福島県農林水産部

### 第1 趣旨

第三者認証GAPは、農業生産工程において食品安全や環境保全、労働安全等に関して適切な管理が行われていることを第三者機関が認証する仕組みである。

県では、第三者認証GAPに取り組むことで、生産段階における放射性物質対策の実践とその見える化につながることから、県産農産物に対する風評払拭に向けて、平成 29 年 5 月にJAグループ福島と「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、第三者認証GAPやふくしま県GAP（FGAP）（以下、「第三者認証GAP等」という）の導入・拡大、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給等を通じた国内外への情報発信などに取り組んできた。

この結果、令和 2 年度末で、認証件数は 357 件、農場数は 680 経営体まで増加し、東京大会の選手村等において県産農産物 7 品目が活用され、その安全性や魅力を発信することができた。

一方、生産部会等産地ぐるみでの取組を進め、県産農産物の出荷販売数量の半分以上をGAP認証農場で生産された農産物（以下、「GAP認証農産物」という。）とすることを目指してきたが、個別経営体における取組が多く、現状では 5%程度に留まっている。

引き続き、第三者認証GAP等の取組を推進するため、令和 3 年度からを「ふくしま。GAPチャレンジ 2nd STAGE」と位置づけ、「持続可能な開発目標（SDGs）」及び農林水産省「みどりの食料システム戦略」の理念を踏まえ、「GAPによる持続可能な農業の実現」を旗印に取組の一層の拡大を図ることとしている。

こうしたことから、令和 3 年 12 月に策定した福島県農林水産業振興計画に基づき、「ふくしま。GAPチャレンジ 2nd STAGE」を進めるに当たり、県の取組の方向性を定める。

### 第2 本県で推進する第三者認証GAP等

GAPは、第三者認証GAP（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP、MPS-GAP（花き産業総合認証））、FGAP、自己点検等によるGAPの大きく 3 つに分類される。本県では、生産者や産地の実態に応じた自己点検等によるGAPの実践を進めつつ、第三者認証GAPとFGAPの導入を推進する。

特に、F G A Pについては、「G A Pをする」のツールとして、また第三者認証G A Pに取り組む際のステップとして認証取得を推進する。

F G A Pは、平成 29 年に創設した福島県オリジナルのG A Pであり、放射性物質対策を盛り込んだ「福島県農産物安全確保のためのG A P推進マニュアル」及び「福島県安心きのか栽培マニュアル」を基準として、県が認証する制度である。

### 第3 目標

令和3年度から令和12年度までの10年間を「ふくしま。G A Pチャレンジ 2nd S T A G E」として、これまで取り組んできた根強く残る風評の払拭と担い手の経営基盤強化に加え、S D G sや「みどりの食料システム戦略」の理念である「持続可能な社会の実現」を目指し、新たに「G A Pによる持続可能な農業の実現」を旗印として、G A Pの取組の一層の拡大を図る。

令和12年度末における成果目標は下表のとおりとする。

第三者認証G A P等 に取り組む経営体数	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和12年度末)
	680 経営体	1,800 経営体

<目標値設定の考え方>  
農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数の過半で認証取得を目指す。

### 第4 取組の方向性

#### 1 G A P実践意欲の醸成

##### (1) 生産者の実践意欲の醸成

既に第三者認証G A P等を取得し、経営管理に活用している生産者の実例等を示しながら、G A Pが農産物の安全性確保をはじめ、農場経営の継続的改善(労働時間・生産コスト削減等)、農作業従事者の安全確保に最も有効な手法であるなどのG A Pの本質についての理解を深める。

認証取得者に対しては、G A Pを生産工程管理にだけ活用するのではなく、農場の課題を把握し、適切な肥培管理等による安定生産、作業の効率化による規模拡大、認証を生かした販路拡大など、さらなる経営発展に挑戦する意識を醸成する。

##### (2) 販売環境面からの実践意欲の醸成

流通業者等のニーズを取りまとめ、生産者、産地への情報伝達に取り組む。

さらに、認証取得を目指す生産者に対しては、出荷・販売先の取扱方針やニーズを踏まえ、適切な第三者認証G A P等の選択を助言する。

## 2 第三者認証GAP等の導入・拡大

### (1) 取組の面的拡大

GAPは、経営改善や適正な労働環境の整備による人材確保等にも有効なツールであることから、JA生産部会などの産地や大規模法人に加え、営農再開を担う法人、新規就農者等への第三者認証GAP等の導入を推進する。

特に、産地単位でのGAPの実践と認証取得は、産地の生産体制や競争力の強化にもつながることから、JAグループ福島等と連携し、生産部会等での実践と団体認証取得を推進する。また、既に団体認証を取得している生産部会等においては、参画する生産者の増加による取組拡大を促進する。

団体認証の取得・継続に当たって、普及指導員等（家畜保健衛生所職員を含む）は、生産部会等の団体認証の事務局と連携し、内部監査等の業務が円滑に実施されるようサポートする。

### (2) 輸出への対応

本県農産物の輸入規制の解除が進んでいることを踏まえ、新たに輸出に取り組む生産者、産地の認証取得などを支援する。

## 3 GAP指導員の育成・強化

### (1) 普及指導員の指導力強化

普及指導員等全員が生産者や産地に対して認証取得・活用を指導できるよう、第三者認証GAPの指導員資格の取得や集合型研修の実施に加え、GAPに係る知識や指導経験が豊富な普及指導員等によるOJT等により指導力を強化する。

### (2) 営農指導員、農業系高校教職員の指導力強化

県主催の研修への参加、国庫補助事業の活用による指導員資格取得等を促進し、営農指導員、農業系高校教職員の知識習得と指導力の強化を進める。

## 4 GAP認証農産物の流通・消費の拡大に向けた消費者等の理解促進

### (1) 流通の拡大に向けた理解促進

国やJAグループ福島等と連携しながら流通業者や小売事業者へ直接的な働きかけを行う。また、HACCPの対象となる県内の食品事業者等と産地との連携モデルを構築し、GAP認証農産物を活用するメリットの見える化を図りながら、需要拡大を促進する。

さらに、食品事業者等からGAP認証農産物の取扱希望があった際には、既に認証を取得している生産者や産地の紹介はもとより、新たな認証取得の誘導などにより、希望に対応できる体制を構築しながらマッチングを進める。

## (2) 消費の拡大に向けた理解促進

GAPに取り組む生産者や認証農産物に関する情報について、専用ホームページやSNS、国のGAPパートナー企業等と連携したフェアの開催、テレビ等様々な機会・媒体を通じ、積極的に発信する。

また、社会全体にSDGsに対する理解とそれに呼応する取組が浸透してきているなか、GAP認証農産物の積極的な利用がSDGsの実現にも寄与できることなどを訴えながら周知を図る。

さらに、小学校、中学校においてもSDGsに関する教育が進められていることから、市町村教育委員会等と連携して、子どもたちのGAPに対する理解を深める。

## 5 農業系高校・農業短期大学校におけるGAPの推進

農業系高校や農業短期大学校などの教育機関において、本県農業の次代を担う新規就農者の確保・育成の一環として、GAPに関する学習や認証取得など実践的な取組を支援する。

特に、農業短期大学校については、生産現場に近い環境で実践的に取り組むモデル農場として、生産者等に対する研修などにも活用する。

## 第5 推進体制

### 1 福島県GAP推進協議会

生産から流通に関わる関係者がGAPの推進施策等を検討するために設置している福島県GAP推進協議会及び地方協議会において、引き続き連携を密にして第三者認証GAP等の導入を推進する。

特に、地方協議会においては、認定農業者、新規就農者等重点支援対象の選定や、生産者等を対象とした推進活動の展開、生産者や産地に対する指導・助言等を進めるに当たり、県と市町村、JAが十分連携し、役割分担をしながら効率的に活動する。

### 2 県関係課等の役割

#### (1) 環境保全農業課

GAPの認証取得の拡大や消費者等の理解促進に必要な施策の立案を行うとともに、関係機関・団体との連携調整を図る。また、GAP指導員の育成・強化、生産者の実践意欲の醸成、FGAP制度の運営と第三者認証GAP等の取得支援、消費者や流通業者、食品事業者等へのGAP認証農産物活用の働きかけと産地等とのマッチングなどの取組を実施する。

#### (2) 関係課

関係課は、各種振興計画等にGAPの取組を位置付けるとともに、農薬適正使用、農作業安全運動、環境と共生する農業推進、避難地域等における営農再

開や担い手育成等の関係施策、さらにはSDGsや「みどりの食料システム戦略」等の推進との連携を図りながら、第三者認証GAP等の取組を推進する。

### (3) 農林事務所・家畜保健衛生所

J A、市町村、関係機関・団体と連携して重点支援対象を明確にし、第三者認証GAP等の取得と効果的な活用に対する指導・助言を行う。また、流通業者、食品事業者等からGAP認証農産物の取扱希望に対応できる生産者や産地のリスト化やマッチングを行う。

### (4) 農業総合センター

農業総合センターはGAP認証取得による経営改善効果等に関する調査を行う。農業短期大学校は、GAPに関するカリキュラムを通して、全学科でGAPを取り入れた実習を実施する。

## 第6 進行管理の実施

福島県GAP推進協議会において、毎年度7月を目途にGAPの推進状況を検証し、現状や課題を明らかにするとともに、必要な施策を検討する。

なお、本方針に示す取組の方向性や施策については、GAPを取り巻く情勢の変化等を踏まえ、中間年次（令和7（2025）年度）を目途に見直しを行う。